

地方自治法の一部を改正する法律

(平成一六年五月二六日法律第五七号)

一、提案理由(平成一六年四月一三日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 御存じのように、十二時五十分から参議院の総務委員会が開かれますので、かなり早目に申し上げますので、あらかじめお断りを申し上げておきます。

ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、都道府県の申請に基づく都道府県合併等の手続の整備、地域自治区制度の創設及び条例による事務処理特例に係る要請手続の整備を行うものであります。また、収入役制度及び議会の定例会制度を見直し、財務会計制度に関する規定の整備を図るほか、所要の規定の整備をあわせて行うことといたします。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項であります。

都道府県の合併につきましては、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができるものとしたします。また、都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合につきましては、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が定めるものとしたしております。

第二は、地域自治区に関する事項であります。

市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で地域自治区を設けることができるものとしたしております。

第三は、条例による事務処理の特例に関する事項であります。

市町村長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう、要請することができるものとしたしております。

第四は、収入役に関する事項であります。

政令で定める市は、条例で収入役を置かず市長または助役をしてその事務を兼掌させることができるものとしております。

第五は、議会の定例会に関する事項であります。

普通地方公共団体の議会の定例会について、回数に係る制限を廃して、毎年、条例で

定める回数、これを招集しなければならないものとしております。

第六は、財務会計制度に関する事項であります。

普通地方公共団体の長による支出の命令について政令の定めるところにより行うものとするとともに、普通地方公共団体は、法律で定めるもののほか、政令で定める長期継続契約を締結できるものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

……………（略）……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告（平成一六年四月二七日）

佐田玄一郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地域自治区の制度の創設等を行うものであります。

……………（略）……………

以上の三案は、去る三月二十三日日本委員会に付託され、四月十三日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日、二十二日及び本日質疑を行い、これを終局いたしました。

……………（略）……………

次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、地方自治法の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、市町村の合併の特例等に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、三案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月二七日）

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 地方の自立を促すため、市町村合併を推進するとともに、国から地方への権限及び税源の移譲を早急に行うこと。
- 二 合併しないとの選択をした小規模市町村に対して、合併を強制することはせず、合併しないことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。
- 三 合併特例債の発行が当該地方自治体のみならず国の財政に与える影響にかんがみ、発行額が膨張しないよう十分に配慮すること。
- 四 議員の定数及び在任に関する特例の適用を検討する地方自治体に対して、行政コストの問題や住民の意見を十分考慮する必要があることを周知すること。
- 五 地域自治区に置かれる地域協議会の構成員の選任に当たっては、公平性、手続の透

明性及び住民の実質的参画に十分配慮するよう周知すること。

六 地域自治区に置かれる地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員は、原則として無報酬とするよう周知すること。

三、参議院総務委員長報告（平成一六年五月一九日）

景山俊太郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案は、都道府県の申請に基づく都道府県合併等の手続の整備、地域自治区制度の創設及び条例による事務処理特例に係る要請手続の整備を行うとともに、収入役制度及び議会の定例会制度を見直し、財務会計制度に関する規定の整備を行おうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、政府の趣旨説明及び市町村の合併の特例等に関する法律案について衆議院における修正の趣旨説明を聴取した後、以上三法律案を一括して議題とし、市町村合併を推進する目的、合併特例区制度等創設の趣旨、総務大臣が策定する基本指針の性格及び内容、議員の定数等の在り方、道州制導入の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月一八日）

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、分権型社会を制度的に確固たるものとすることは喫緊の課題であり、市町村合併を推進するとともに、行財政基盤を強化し、一層の効率化を進めるため、国から地方への権限及び税源の移譲を早急に実施すること。

二、合併を行わないとの選択をした小規模市町村に対して、合併を強制することはせず、合併を行わないことを理由として不利益な取扱いをしないこと。

三、自主的な合併を推進する観点から、総務大臣が合併推進の基本指針を策定するに当たっては、地方公共団体に配慮するとともに、都道府県は関係市町村の意向を踏まえて合併推進構想を作成するよう、その周知を図ること。

四、合併特例債の発行が当該地方公共団体のみならず国の財政に与える影響にかんがみ、発行額が膨張しないよう十分に配慮すること。

五、議員の定数及び在任に関する特例の適用を検討する地方公共団体に対して、行政コ

ストや住民の意思に十分配慮するよう周知徹底すること。

六、地域自治区に置かれる地域協議会の構成員の選任に当たっては、公平性、透明性及び住民の実質的参画の確保に十分配慮するよう周知すること。

七、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員については、原則として無報酬とするよう周知すること。

右決議する。